



しゃきょう

社協だより

令和4年8月発行

153号

社会福祉法人滝上町社会福祉協議会

滝上町濁川中央 電話 0158-29-3390

Fax 0158-29-3392

老人クラブ連合会レクリエーション大会

6月17日にスポーツセンターのアリーナで滝上町老人クラブ連合会の会員を対象としたレクリエーション大会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症が終息していないため、受付時の検温、また手指消毒や器具の消毒を行いながら実施し、今回は18名の会員が楽しみつつも点数を競い合いました。

開会式で滝上警察官駐在所の方から交通安全の講話をしていただき、その後、軽スポーツを3種目行い、競技の中で会員同士の親睦が深まり、健康意識の向上に繋がりました。



ボッチャ



ズカットボール



輪投げ

- P. 2 令和3年度事業報告
- P. 3 令和3年度決算書
- P. 4 令和4年度事業計画・予算
- P. 5 たすけ愛ボランティア
- P. 6 寄附者紹介、援助資金貸付など

今回はパラリンピックの競技でもあるボッチャを行いました。ジャックボールと呼ばれる白いボールにどれだけ自分たちのボールを近づけられるかが勝敗に繋がります。ルールがシンプルなため、初めての方も競技しやすくも、奥が深く盛り上がりました。

令和3年度事業報告

依然として新型コロナウイルス感染症は終息せず、ふれあい広場は開催を中止し、料理教室も実施することができませんでした。しかし、コロナ禍であつても在宅生活支援事業（訪問サービス）などの在宅福祉を支えるサービスはこれまでと変わることなく実施し、ホームヘルプサービスは昨年度を上回る実績となりました。また、認知症により判断能力が低下した方などを対象に福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業は、本年度に新規利用者が1名おりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減額した世帯を対象に貸付をする生活福祉資金特別貸付の実績は、本年度はありませんでした。

法人運営

○会員制度による自主財源の確保

計900件

○理事会・評議員会等の会議の開催

理事会5回

評議員会3回

役員候補者選考委員会2回

評議員選任等委員会1回

○会計監査の実施

○「社協だより」発行による情報提供
年2回発行

地域福祉活動

○町内会や福祉団体への助成

○ボランティアセンター運営

○ふまねっと運動の開催

3回

○歳末たすけあい事業の実施

見舞金贈呈17件

おせち料理お届け112件

○災害援護事業による見舞金贈呈

2件

在宅福祉事業

○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業、道社協受託事業）

利用実人数1人

利用回数4回

○在宅生活支援事業（訪問サービス、町受託事業）

訪問回数920回

○地域支え合い高齢者世帯等除雪費助成事業（町受託事業）

助成件数73件

○移動サービス事業

実利用者数11人

利用回数167回

○福祉用具貸与事業

○ホームヘルプサービス事業

訪問介護

実利用者34人

利用回数1,806回

訪問型サービス

実利用者数22人

利用回数1,292回

○居宅介護

実利用者数1人

利用回数64回

福祉資金貸付事業

○援助資金貸付

貸付件数2件

令和3年度決算書

(自) 令和3年4月1日 (至) 令和4年3月31日

(単位: 円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入	会費収入	1,056,500	1,056,500	0
		寄附金収入	305,000	305,000	0
		経常経費補助金収入	32,539,000	32,539,302	△302
		受託金収入	5,288,800	4,773,020	515,780
		貸付事業収入	141,000	137,000	4,000
		介護保険事業収入	14,766,000	15,146,449	△380,449
		障害福祉サービス等事業収入	188,000	200,710	△12,710
		受取利息配当金収入	2,000	224	1,776
		その他の収入	240,000	296,601	△56,601
		事業活動収入計(1)	54,526,300	54,454,806	71,494
	支出	人件費支出	47,374,085	47,218,336	155,749
		事業費支出	2,809,938	2,184,344	625,594
		事務費支出	4,381,880	3,981,070	400,810
		貸付事業支出	120,000	70,000	50,000
		共同募金助成金事業費支出	501,651	500,953	698
助成金支出		170,300	168,600	1,700	
事業活動支出計(2)		55,357,854	54,123,303	1,234,551	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△831,554	331,503	△1,163,057	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出				
		施設整備等支出計(5)	0	0	0
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	2,695,000	2,695,000	0
		積立資産取崩収入	659,000	659,085	△85
		その他の活動収入計(7)	3,354,000	3,354,085	△85
	支出	基金積立資産支出	2,000	133	1,867
		積立資産支出	970,000	962,580	7,420
		その他の活動支出計(8)	972,000	962,713	9,287
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	2,382,000	2,391,372	△9,372
	予備費支出(10)		600,000 △195,469	—	404,531
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		1,145,915	2,722,875	△1,576,960	
前期末支払資金残高(12)			3,538,208	3,538,208	0
当期末支払資金残高(11)+(12)			4,684,123	6,261,083	△1,576,960

※予算は最終補正後のものです

令和4年度事業計画

新型コロナウイルス感染症は依然として収束の兆しは見えません。しかし、ウィズコロナであっても在宅福祉を支えるホームヘルプサービスや見守り活動などは絶やさず実施してまいります。

さらに、本年度は高齢者や障がい者などの公的制度では対応できない「制度の狭間」にある生活課題の解決に向けた支援体制の構築を図り、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めるため、関係機関と協働してまいります。

主な内容

～在宅福祉事業～

- ・福祉サービス利用援助
- ・移動サービス
- ・ホームヘルプサービス

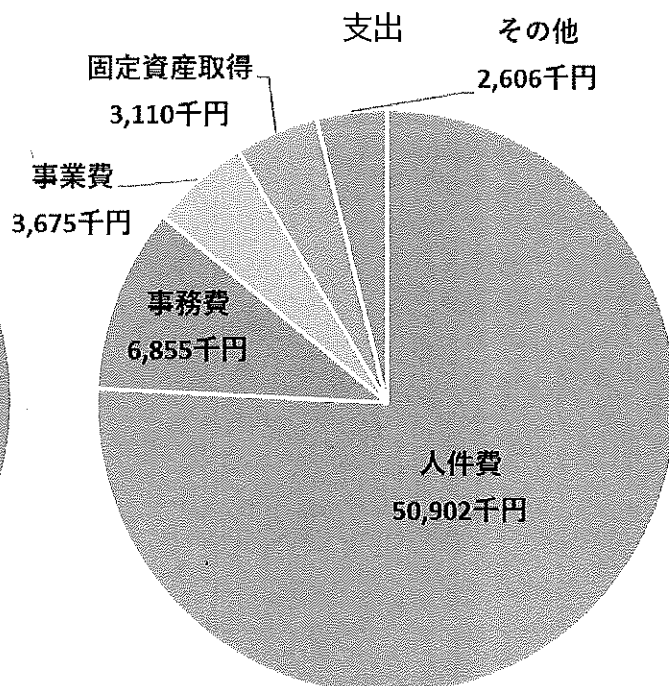
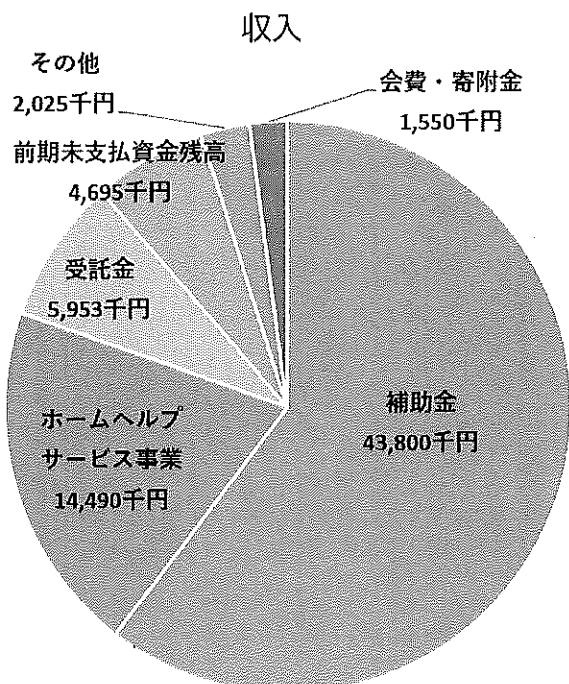


～町受託事業～

- ・訪問サービス
- ・地域支え合い高齢者世帯等除雪費助成事業

～地域福祉事業～

- ・町内会福祉活動助成金交付
- ・ボランティアセンター運営
- ・ふれあい料理教室
- ・ふまねっと運動
- ・歳末見舞金贈呈
- ・おせち料理お届けサービス
- ・災害見舞金支給
- ・災害救援活動
- ・援助資金貸付
- ・生活福祉資金貸付
- ・福祉教育の実施



ちょっとした困りごとを

ボランティアで支援

本年度4月から「たすけ愛ボランティア」が始まりました。この事業は、日常生活におけるちょっとした困りごととを有償ボランティアでサポートするものです。ボランティアを依頼するためには事前の登録が必要です。依頼を希望する方は社会福祉協議会までご連絡ください。

依頼から活動までの流れ

- ①社会福祉協議会へ連絡
↓
- ②職員が訪問し詳細を確認
↓
- ③活動可能なボランティアを
マッチング
↓
- ④ボランティア活動実施

○利用できる方

要介護認定者、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、病中・病後・怪我などにより日常生活に支障がある方

○ボランティア内容

掃除、洗濯、調理、電球交換、家周りの軽作業、ゴミの整理・分別、ゴミ出し、買い物、支払い代行、散歩の付き添い、ペットの散歩、話し相手、趣味の相手、各種申請手続き支援、スマホ・携帯操作支援

※1回あたり1時間以内

○活動時間

午前9時から午後5時まで

○利用料金

1回300円

たすけ愛ボランティア活動者を募集しています！

たすけ愛ボランティアの活動者として現在15名の方に登録していただいておりますが、まだまだ活動者を募集しております。ボランティア内容として依頼が多いのは「話し相手」です。また、春には「家周りの軽作業」も依頼がありました。活動できる内容、曜日等が限られていても構いませんので、興味のある方は社会福祉協議会までご連絡ください。

※現在の活動登録者は20代から80代の男性7名・女性8名です。

心温まるご寄付をいただきありがとうございました。

(令和3年12月11日～令和4年7月15日)

○幸 町 近藤 信一 様

他 匿名1人

お寄せいただいた寄付金は福祉事業に活用させていただきます。

生活福祉資金に関する特例貸付の申し込み期限延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により減収した世帯に対する特例貸付の申請期間が令和4年8月31日まで延長となりました。

緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

総合支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

	貸付上限額	償還期限
緊急小口資金	20万円以内	2年以内
総合支援資金	(単身世帯) 月15万円以内 (2人以上の世帯) 月20万円以内	10年以内

※どちらも据置期間は令和5年12月末までで、無利子、保証人不要となります。

援助資金の貸付

緊急に生活資金が必要な方に対し、生活意欲の助長・促進のため、限度額5万円で資金をお貸ししております。お貸しした資金の償還については無利子となっており、お貸しする際に償還計画を立てていただきますが、これに沿って10か月で償還をしていただきます。また保証人が2人(うち1人は親族を除く)必要になります。

例) 4月1日に3万円借受けたAさんの償還例(1月あたりの償還額3,000円)

償還日	償還金額	残額	償還日	償還金額	残額
5月1日	3,000円	27,000円	10月19日	3,000円	12,000円
6月3日	3,000円	24,000円	11月20日	3,000円	9,000円
7月5日	3,000円	21,000円	12月20日	3,000円	6,000円
8月10日	3,000円	18,000円	1月6日	3,000円	3,000円
9月1日	3,000円	15,000円	2月3日	3,000円	0円

基本的には10回均等割りで償還していただきますが、償還計画の金額以外での償還も可能です。